

認知症対応型デイサービスたんぽぽ 運営規程

(目的)

第1条 この規定は、医療法人社団井口会が設置する認知症対応型デイサービスたんぽぽ（以下「事業所」という。）において実施する共用型指定認知症対応型通所介護事業及び共用型介護予防指定認知症通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な経営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護従事者が、認知症の症状を伴う要介護状態のものに対して、適切な共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型介護予防指定認知症対応型通所介護（共用型指定認知症対応型通所介護等という。）を提供する事を目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、認知症を伴い要介護状態（要支援状態）となった場合においても、身心の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持（及び向上）並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 利用者の要介護状態（要支援状態）の軽減もしくは悪化の防止（要支援状態となることの予防）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するもの、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 共用型指定認知症対応型通所介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生省令第34号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 (名称) 認知症対応型デイサービス たんぽぽ
(所在地) 岡山県真庭市西河内 42-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者 (常勤) 1人
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている共用型指定認知症対応型通所介護等の実施

に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2. 介護従業者 1名 以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 日曜日～月曜日とする。
ただし、12月31日～1月3日を除く
2. 営業時間 8時30分～17時30分
3. サービス提供時間 9時00分から17時00分

(共用型指定認知症対応型通所介護等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1ユニット日に3人とする。

(共用型指定認知症対応型通所介護等の内容)

第7条 共用型指定認知症対応型通所介護等の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

1. 相談、援助等
2. 介護サービス (移動、排泄の介助、見守り等)
3. 健康チェック
4. 機能訓練
5. 入浴サービス
6. 食事サービス
7. 送迎サービス

(利用料等)

第8条 共用型指定認知症対応型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該共用型指定認知症対応型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。

2. 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける事ができる。

(1) 食事の提供に要する費用 660円 (おやつ、飲み物代を含む)

(2) おむつ代 実費

(3) その他日常生活費 実費

3. 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

4. 共用型指定認知症対応型通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(通常の仕事の実施地域)

第9条 通常の仕事の実施地域は、真庭市（落合地区）とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者及びその家族は共用型指定認知症対応型通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を共用型指定認知症通所介護等従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 共用型指定認知症対応型通所介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をすみやかに行うものとする。
4. 共用型指定認知症対応型通所介護等は前項の損害賠償のために、あいおい損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備等の対策に万全を期すと共に、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体拘束等)

第14条 当事業所は、原則として利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合をのぞいて身体拘束を行わないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 当事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 当事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情処理)

第16条 共用型指定認知症対応型通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. 本事業所は、提供した共用型指定認知症対応型通所介護等に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 本事業所は、提供した共用型指定認知症対応型通所介護等にかかる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携など)

第17条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流につとめる。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を確保するよう努めなければならない。

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 本事業所は、共用型指定認知症対応型通所介護等に関する記録を整備しその完結の日から5年間保存するものとする。
5. この規程に定める事項のほか、必要な事項は別に定める。

(その他)

第19条 この規程は、平成20年4月1日から実施する。

平成26年4月1日付け一部変更

令和6年4月1日 改訂